

印鑑登録証明書交付申請書 (兼 住民票等請求書)

登別市長 様

※申請及び請求に当たっての注意事項は、裏面に記載しております。

年	月	日
---	---	---

窓口に来られた方 (法人請求の場合は下欄へも記入してください。)

住所	市	町	丁目	番地・番	号
ふりがな			電話番号		
氏名	(印)		生年月日	明・大・昭・平	年 月 日
(自署した場合には押印不要です。)					

どの証明が必要ですか

① 住民票	世帯全員	200円:	通	④ 無職届	300円:	件
	世帯の一部	200円:	通	⑤ 印鑑登録証明書	300円:	通
② 除かれた住民票(除票・改製原)	200円:	通	⑥ その他の証明			
③ 記載事項証明書	200円:	通	通			
住民票に本籍・続柄等を記載しますか <input checked="" type="checkbox"/> をつけてください ※外国人住民の方は「裏面へ」		<ul style="list-style-type: none"> ・本籍及び筆頭者 <input type="checkbox"/> 記載する <input type="checkbox"/> 記載しない ・世帯主名及び続柄 <input type="checkbox"/> 記載する <input type="checkbox"/> 記載しない ・住民票コード <input type="checkbox"/> 記載する <input type="checkbox"/> 記載しない ・個人番号 <input type="checkbox"/> 記載する <input type="checkbox"/> 記載しない 				

どなたの証明が必要ですか

- 窓口に来た方の証明 (印鑑登録証明書が必要な方は、下記へ印鑑登録番号を記入ください。)
- 窓口に来た方以外の方の証明が必要な場合は、下記へご記入ください。

住所	(同上)	登別市	町	丁目	番地
氏名	(同上)	生年月日	明・大・昭・平	年	月 日
		印鑑登録番号			
氏名		生年月日	明・大・昭・平	年	月 日
		印鑑登録番号			
氏名		生年月日	明・大・昭・平	年	月 日
		印鑑登録番号			

- 同一世帯員の方以外の方(要委任状)は、下記もご記入ください。(印鑑登録証明交付申請を除く。)

ご関係	
使用目的	
提出先	

法人(会社等)の請求の場合に記入してください

営業所・事務所等の所在地・会社名・代表者氏名をご記入され、社印又は代表者の印を押印してください。
また、代表者本人の請求の場合には代表者の資格証明書、それ以外の方(社員等)の場合には、代表者作成の委任状または社員証、在籍証明書等の提示が必要です。

住所	
法人名	(印)

●本人・同一世帯員以外の方が窓口に来た場合は委任状や請求事由を確認できる資料等が必要です。

記録事項	【本人確認】免許証・個人番号カード・住基カード・旅券・在留カード・特別永住者証明書 身障手帳・健康保険証・介護保険証・学生証・社員証・その他()	受付	交付
------	--	----	----

外国人住民の世帯または混合世帯のみ確認

住民票には下記の項目が省略されています。記載する、しないの口に✓を付けてください。

住民票記載事項	世帯主の氏名・続柄	<input type="checkbox"/> 記載する	<input type="checkbox"/> 記載しない
	国籍・地域	<input type="checkbox"/> 記載する	<input type="checkbox"/> 記載しない
	在留資格・在留期限	<input type="checkbox"/> 記載する	<input type="checkbox"/> 記載しない
	法第30条の45に規定する区分 (中長期滞在者、特別永住者等)	<input type="checkbox"/> 記載する	<input type="checkbox"/> 記載しない
	在留カード等の番号	<input type="checkbox"/> 記載する	<input type="checkbox"/> 記載しない

※通称履歴・併記名の記載が必要な場合はお申し出ください。

《 申請及び請求に当たっての注意事項 》

1. 印鑑登録証明書交付申請の際の注意事項

- (1) 印鑑登録証または住民基本台帳カード(独自サービス利用申請されている方のみ)が、必要です。

2. 住民票等の請求の際の注意事項

- (1) 住民票の写し等の交付を請求できるのは以下の場合です。
 - ① 本人または本人と同一世帯に属する方による請求(住民基本台帳法第12条)
 - ② 国・地方公共団体の機関による請求(住民基本台帳法第12条の2)
 - ③ ①②以外の場合で、住民票の記載事項を確認する正当な理由がある方による請求(住民基本台帳法第12条の3)
- (2) 不当な目的によることが明らかな請求には、応じられません。(住民基本台帳法第12条第6項)
- (3) 請求の際は、窓口に来られた方の本人確認書類をご提示またはご提出いただきます。
- (4) 代理人が請求するときは、『委任状』が必要となります。
- (5) 第三者が請求するときは、『請求理由を明らかにする資料』が必要となります。(住民基本台帳法第12条の3第6項)
※第三者請求の場合、原則として本籍・続柄等の記載はできません。
- (6) 偽りその他不正の手段により住民票の写し等の交付を受けたときは、30万円以下の罰金に処せられることがあります。(住民基本台帳法第47条第2号)